

書評

黒澤 満著 『軍縮をどう進めるか』
大阪大学出版会、2001年

20世紀は「戦争の世紀」であり、特にその後半は「核兵器の世紀」であった。新たに迎えた世紀はまだ「平和の世紀」とは程遠いが、「一步一步小さいながらも努力して」軍縮を前進させなければならないとの問題意識のもと、その処方箋を平易な言葉で明快に書き上げたのが本書である。

大阪大学創立70周年を記念してこのほど刊行された「大阪大学新世紀セミナー」全31冊のうちの1冊。さまざまな分野における最先端の研究成果をブックレット形式で簡潔に提示するというシリーズの趣旨にそって、本書も簡潔な記述ながら、軍縮問題の主要論点をほぼ網羅している。

構成は3章からなる。第1章で核軍縮、第2章で核以外の軍縮、第3章で軍縮実現のための新しい国際秩序について、それぞれ論じられている。最大の特徴は、軍縮・平和問題をテーマにした一般向けの書物にありがちな、心情的な記述を極力排除し、世界が直面している現状や課題を冷静に認識して、短期・中長期の目標を示していることだろう。

著者は核軍縮問題の権威であり、核軍縮にかんする記述が全体の7割を占め、その切り口もユニークである。まず第1章第1節の冒頭、著者は「一気に核兵器をなくすこと」は「現実的にはきわめて困難」であり、「さまざまな方向から徐々に具体的な措置をとるのが現実的」との立場を示した上で、「すぐに実施すべき具体的措置」として核削減や核実験禁止、

非核地帯設置など6項目を指摘する。これらはいわば短期的な処方箋である。

続く第2節では、1990年代に国際社会で相次いで発表された、専門家グループによる優れた核廃絶提案が紹介される。こうした提案があったにも拘わらず、核廃絶への進展が見られないのは、アイデアがないからではなく、実行する政治的意思がないことを示すためだ。そして第3節では、核軍縮外交の場で核廃絶へ向け、非核国により多くの努力が払われているのに、核兵器国がその進展を妨げている現実が示される。

第2章では生物・化学兵器やミサイルのほか、地雷や小型武器を含む通常兵器の軍縮の課題が簡潔に整理されている。最後の第3章では、核の政治的・軍事的価値を下げるための方策として、日本やドイツなど非核国の国連安保理常任理事国化と核兵器国イギリスの非核化が提案されているが、市民運動以上に柔軟かつ現実的な発想といえよう。

軍縮問題、とりわけ核軍縮問題を分かりやすく読者に提示することは、やさしいようで大変難しい作業である。理想論も現実論も、異なる価値観の論者の批判にさらされる。本書はそのどちらにも組みせず、そうした不毛な対立を超越した核軍縮論を提起している。

水本和実（国際関係・核軍縮、広島市立大学広島
平和研究所助教授）

書評

初谷 勇著 『NPO 政策の理論と展開』
大阪大学出版会、2001年

本書は、著者初谷勇氏が、大阪大学大学院国際公共政策研究科（OSIPP）において、1999年に博士号の授与を受けた論文をもとに、その後の諸状況の変化にも留意しつつ、2000年2月に上梓されたものである。いまや特定非営利活動法人として社会的にも認知され始めたNPO（民間非営利活動組織）に関する政策を取り上げた本書だが、まず、序章ではNPOの同定、第1章ではNPO政策の理論的な定義、第2章では日本におけるNPOの法制と税制を中心とする歴史的分析、第3章では特定公益増進法人制度の検討、第4章ではいわゆるNPO法の制定過程の分析、第5章では地域国際化に関わる具体的なNPO政策の展開過程分析、そして終章ではNPO政策に関して短期的課題と長期的課題を明らかにしている。

本書の特徴は、第1にその研究成果の先駆性にある。NPO研究は、今でこそ社会的にも一定の理解を得ているところであるが、原著者が研究を始められた時期には、諸外国における先行研究はあったにしても、日本国内での蓄積は薄く研究には多くの困難が伴っていたに違いない。そうした環境にもかかわらず、またかえってそうした環境であったからこそ、日本におけるNPO研究の先駆的な業績が生まれることになった。

第2の特徴は、本書がNPOに係る公共政策の研究に焦点を絞った点である。NPOは政府部門でもなく営利部門でもないところで活動するのだが、同時にそれは、政府の政策の重要な対象でもある。そこで著者は、どちらかといえば経済

学的な分析モデルよりも政治学的なモデルによりながら、NPOに関わる政治社会過程の分析を行っている。この研究戦略は、政策理論の展開に異論があるかもしれないが、NPOセクターのフレーム自体が動態的であって、いわば発展途上にある日本の現状においては、相応の有効性を持つことになった。

第3の特徴は、第2の点とも関連するのだが、日本のNPO制度について精緻な分析が行われていることである。法人制度と税制を基軸としつつ、NPOの制度上の位置づけを丹念に歴史的に叙述すると共に、その現状を分析する。しかし何よりも注目すべきは、特定非営利活動促進法（NPO法）の制定過程を多面的かつ詳細に検討した点である。

本書は、結局のところ、中央や地方の政府部門がNPO政策をどのように展開すべきなのか、という一貫した課題に真摯に答え続けようとした労作であるといえる。しかしそれは同時に本書の守備範囲を限定し、NPOそれ自体の持つ内発的な価値を形式的に捉えてしまわせることにならざるを得なかった。恐らく著者にとって、次の大きな課題の一つは、近時のパートナーシップ論に部分的に見られるのだが、政府部門とNPO部門とのダイナミックな相互作用過程の解明であり、そこにおける各アクターの位置や役割の再定義であろう。翻ってそのことが、国レベルであれ地方レベルであれ、更なる政策刷新の展望を開く機会を提供するであろう。

新川達郎（行政管理論、同志社大学大学院総合政策科学
研究科教授）